

学校のきまり

令和8年度



桑名市立

陵成中学校

目次

校歌	2
AIP 精神について	3
生徒会会則	4
生徒会役員選挙規則	7
図書館規則	8
部活動規則	9
生活および服装規定	10
荒天時の登下校について	11
時間割	13

桑名市立陵成中学校校歌

中井正義 作詞

水谷昌平 作曲

1 ^{くも}雲しろき ^{ふじわらがたけ}藤原岳

^{あま ひ}天つ日の ^{やま}みつる山やま

^{そらたかく いま}空高く 今ぞはばたかん

^{りょうせい りょうせいちゅうがく}われら陵成 陵成中学

^{せいしゅん}ああ 青春のつばさよ

2 ^{ゆき}雪まじる伊吹^{いぶき}おろしに

たじろがず ^{きた}鍛えて明日^{あす}の

かがやける ^{せかいひら}世界拓かん

^{りょうせい りょうせいちゅうがく}われら陵成 陵成中学

^{たくま えいち}ああ 逞しき英知よ

3 ^{あおざり}青桐の ^{かぜ}風さわやかに

やがて花 ^{はな さ}咲かんこの丘^{おか}

あたたかく ^{こころ}心ふれあう

^{りょうせい りょうせいちゅうがく}われら陵成 陵成中学

^{みらい}ああ かぐわしき未来よ

「AIP 精神」について

「AIP」とは陵成中学校の生徒会活動の中心となる考え方で、「AIP 精神」を中心に学校づくりをおこなっています。

A…Advance アドバンス(進歩・前進)
I…Independence インディペンデンス(独立・自立)
P…Personality パーソナリティ(個性)

AIPとはこれらの言葉の頭文字より成り立っています。

「生徒一人ひとりが校則や規則というよりも、時・場所・場合を意識して、自分たちで考え、自分たちで判断し、自分たちで行動する」というのがその精神です。

「自主性」「判断力」「責任感」を高め、その上に立って「個性・自分らしさ」を出そうということです。

この AIP の意義をよく理解し、発展させることで、よりよい陵成中学校を創り上げていきましょう。

「AIP」の歴史

1997 年 標準服改正の取り組みから始まる《カジュアル DAY》

1998 年 「AIP 精神」として発展。学校生活全般について考える。

2000 年 靴の自由化

2001 年 靴下の自由化 陵成祭でファッションショーを実施(生徒たちで標準服の候補発表)

2003 年 《標準服:ブレザー》の決定

2007 年 《ノーチャイム DAY》の実施

2008 年 「AIP プロジェクト」AIP ボード設置

2025 年 自動販売機の設置

2026 年 代議員・実行委員の一部男女の枠撤廃を実施

「輝け陵成! ~いつも心に AIP を~」

生徒会会則

第1章 総則

第1条(名称) この会は桑名市立陵成中学校生徒会という。

第2条(組織) この会は陵成中学校の全生徒をもって構成する。

第3条(目的) この会の目的は全生徒の自主的活動をさかんにし、親和と協力によって、学校生活をより明るく、楽しくするとともに、よき市民となるための素地を養うことにある。

第4条(活動) この会は第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 生活一般に関すること。
- 2) 校内の環境の整備に関すること。
- 3) 校内放送,新聞発行,掲示に関すること。
- 4) 図書,文化一般に関すること。
- 5) 体育,保健,衛生に関すること。
- 6) 厚生,福祉に関すること。
- 7) その他,目的達成に必要なこと。

第2章 機関

第5条 この会には次の機関をおく。

- 1) 生徒総会
- 2) 生徒議会
- 3) 総務委員会
- 4) 実行委員会
- 5) 部活動部長会
- 6) 学級会

なお,必要に応じて特別委員会を設置することが出来る。

第6条(生徒総会) 生徒総会は生徒会の最高決議機関であり,生徒会長が招集し,会を開くことが出来る。

- 1) 役員の認証
- 2) 会則の変更
- 3) 表彰
- 4) その他必要と認める事項

第7条(生徒議会) 生徒議会代議員(各クラス2名)と生徒会三役で構成され,必要に応じて実行委員長,及び部活動部長を招集することも出来る。そのはたらきは

- 1) 年間努力目標の審議および決定。
- 2) 月間実践目標の審議および決定。
- 3) 実行委員会の年間計画の審議および決定。
- 4) 実行委員会,学級会より提案された事項の審議決定。
- 5) 生徒会行事一般に関する計画立案。
- 6) その他必要と認める事項の審議決定。

第8条(総務委員会) 総務委員会は生徒会三役と必要に応じて実行委員長,部活動部長をもって構成し,生徒議会や実行委員会開催に先立って,提出議題や原案の作成,審議等を行う。

第9条(実行委員会)実行委員会は各学級より選出された2名ずつの代表によって構成される執行機関であり、次の各委員会にわたる。ただし、2) 美化実行委員会と5) 保体実行委員会は男女各1名ずつとする。

- 1) 生活実行委員会
- 2) 美化実行委員会
- 3) 広報実行委員会
- 4) 図書実行委員会
- 5) 保体実行委員会
- 6) 福祉実行委員会

第10条(部活動部長会) 部長会は、各部活動の部長で構成し、部活動に関する諸問題を審議決定し、部活動の向上を図る。

第11条(学級会) 学級会は学級全員で構成し、学級(学校)生活の諸問題や生徒議会への提案事項、生徒会からの討議事項等を話し合い決定し、実践する。

第3章 役員

第12条(生徒会三役) 会長(1)、副会長(2)執行委員(4)を生徒会三役と称し、生徒会活動運営の中心となる。

- 1) 会長は、この会を代表し、会議を招集する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時にはその任務を代行する。
- 3) 執行委員は、会の事務を担当し、記録の作成、保管、決議の掲示、通信の発信、受理等の業務を行う

第13条(実行委員会) 各実行委員単位で委員長1名、副委員長1名とし、副実行委員長は互選する。実行委員長は所属の委員会を代表し、会の運営にあたる。副委員長はその補佐をする。

第14条(部活動部長) 部単位で部長1名、副部長数名を互選する。部長は所属の部を代表し、部活動運営の中心となる。

第15条(学級役員) 級長(1)、副級長(1)、書記(男1女1)、代議員(2)、各実行委員(2)(一部男1女1)とし、級長、副級長を中心に諸活動を通じて学級の向上を図る。(書記は会計の仕事も行うこととする。)

第4章 任期

第16条(役員の任期)

- 1) 生徒会三役の任期は1年とする。学級役員との兼任は認めない。但し、再選を妨げない。役員改選は陵成祭終了後を原則とする。
- 2) 実行委員長の任期は1年とする。学級役員との兼任は認めない。但し、再選を妨げない。
- 3) 学級役員(書記を除く)の任期は前期・後期の二期とする。再選を妨げない。役員改選は生徒会三役、実行委員長の改選後とする。

第17条(認証) 次の役員は、学校長がこれを認証する。

- 1) 生徒会三役
- 2) 学級委員
- 3) 実行委員及び実行委員長

第5章 会議

第18条(総会) 生徒総会は生徒会長が必要に応じて招集し会を開く。

第19条(諸会議) 生徒会活動の諸会議は、その会の構成人数の4分の3以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数のときには議長がこれを決する。

第20条(生徒議会) 議会は原則として月1回定例議会を開き,必要に応じて臨時議会を招集することができる。

第21条(総務委員会) 総務委員会は会長が必要と認めたとき,随時に招集することができる。

第22条(実行委員会) 実行委員会は月1回定例委員会を開き,必要に応じて臨時委員会を招集することができる。

第23条 その他の会議は必要に応じて会長が招集し,開催できる。

第6章 部活動

第24条(部の運営) 部の運営は付則部活動規約に従って行われる。

第7章 リコール(罷免)

第25条 生徒会会則に定める役員のリコールは,学級会,生徒議会の審議を経て全校生徒の過半数の賛成で成立する。
リコール成立の翌日から1週間以内に補欠選挙を行うものとする。但し,代議員と実行委員のリコールは学級生徒の過半数の賛成があれば成立する。この場合,ただちに生徒会に報告し承認を得て認証の手続きをするものとする。

第8章 役員選挙

第26条(学級役員) 学級役員の選出はその方法を問わないが,あくまで学級員から前向きな姿勢で公平に行われなければならない。

第27条(生徒会三役および実行委員長) 生徒会三役および実行委員長の選挙規則は別にこれを定める。

第28条(補欠選挙) 学級および生徒会役員に欠員が生じたときにはただちに補充する。

第9章 補則

第29条(細則・内規) 本会則の施行については,以下のページの細則・内規等による。

第30条(会則の改正) この会則の改正は,議員の3分の2以上及び,全会員の2分の1以上の承認を得た上で職員会議の承認を得る。

第31条(顧問) すべての会は顧問教師の指導により運営する。

第32条(表決の効力) 総会及び議会等で可決された議事は職員会議の承認を得て効力を発する。

第33条 この会の規約は平成6年11月17日より施行する。

生徒会役員選挙規則

第1条 この規則は、会則第27条に基づく。

第2条 役員の任期は1年間とし、役員改選は陵成祭終了後を原則とする。

第3条 役員の選挙を行うため、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は、各学級より原則として2名選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、立候補者は管理委員になることはできない。

第5条 選挙管理委員会は、互選によって委員長、副委員長を各1名おくものとする。

第6条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- 1) 選挙の公示
- 2) 候補者受付、発表
- 3) 立会演説会の開催
- 4) 選挙の投票、開票事務
- 5) その他の管理

第7条 本会会員は、だれでも役員に立候補することができる。

第8条 候補者は、責任者を1名必要とし、責任者と共に立候補の届け出をするものとする。

第9条 全校生徒の無記名投票とする。

第10条 当選の決定は、得票の高点順とする。同数の場合には、当該役員についてのみ決選投票を行う。

第11条 対立候補のない場合には、信任投票を行う。

第12条 ① 選挙運動の種類は次の通りとする。

- a) ポスターによる活動、挨拶運動
- b) 個人演説会
- c) 立会演説会

② 選挙管理委員会事務局は、生徒会室におく。

③ ポスターは選挙管理委員会が定めるものを1候補5枚以内とし、所定の場所に掲示する。

④ 立会演説会は、選挙管理委員会の指示に従う。

第13条 この規則は、生徒議会の議決により改正することができる。

図書館規則

1 閲覧

1. 月曜から金曜までの昼休み。
2. 閲覧が終わったら、必ず元の位置に戻す。

2 授業中の閲覧

1. 教科担任教師より顧問に申し出てもらう。
2. 図書館外に本を持ち出さない。持ち出す必要がある時には必ず顧問に申し出ること。

3 貸し出し

1. 貸し出し日数は1週間以内、1人1冊とする。
2. 貸し出しの手続き
 - ① カウンターの中の個人カードを図書委員に出してもらい、借りる本のタイトル、借りる日、返却予定日を記入し、カウンターの図書委員に提出する。
 - ② 禁帯出の本は貸し出さない。但し、特別使用目的のある者は顧問に申し出る。

4 返却

1. 返却日には必ず本人が図書館に来て返却する。
2. 返却の手続き
 - ① カウンターで図書委員に返却する本を提出する。
 - ② 個人カードに返却日の日付と印をもらう。
 - ③ 個人カードはカウンターの中に戻してもらう。本は借りた人が自分で書架に戻す。

5 その他の注意

1. 友人へのまた貸しは絶対しない。
2. つねに静粛さを保ち、他人に迷惑をかけるような行動はつつしむ。
3. 図書委員の注意は素直に守る。
4. 本を破損あるいは紛失した時は、すみやかに図書委員に申し出る。
特別貸出期間・冊数などは、その都度連絡します。(夏・冬休み前など。)

部活動規約

1.組織

- (1) 部活動は、陵成中学校の生徒会活動の一環として行う。
- (2) 部活動には1名以上の顧問を必要とする。
- (3) 部活動は、必要に応じて部長会議を設置し、会合する。
(部長会議…部長による集会で、責任者には生徒会の副会長があたる。)
- (4) 部活動の選択は、1人1部とする。

2.活動

(1)時間

- ①部活動の時間は、以下のように定める。

	部活終了時刻	下校完了時刻
4～10月	4:45	5:00
11～1月	4:30	4:45
2～3月	4:45	5:00

- ② 原則、定期試験期間と試験当日は部活動を行わない。
- ③ 活動時間は平日2時間以内、休日3時間以内、休養日を1週間のうち2日(うち休日で1日)を原則とする。

(2)場所

部活動場所は、原則として本校内で行う。顧問が引率・指導できる場合は、校外での活動を認める。

(3)その他

部活動を行う時の服装は、学校指定のもの、もしくは、部で定めたユニフォーム、あるいは部でそろえたものとする。また、対外試合等で自転車を使用する際は、ヘルメットを着用する。

3.部経費

部の必要経費は生徒会予算と各部が必要に応じて徴収する独自の部費でまかなわれる。

この規約は、必要に応じて協議のうえ変更することができる。

生活および服装等規定

1.校内生活

A.一般事項

- (1).欠席,遅刻,早退等をするときには担任に届け出ること。
- (2).登校後は無断で外出しないこと。
- (3).時間を守って生活すること(登下校,日課等)。
- (4).校舎,備品等の公共物を大切に,その美化や整頓につとめること。(破損したり,汚したりした時には,すみやかに担任に届け出ること。)

B.所持品

- (1).学校生活に必要なものは持ってこないこと。
- (2).部活動や教材費などでお金を持ってきた場合は,登校してすぐに担任や担当の先生に預けること。
- (3).物品の売買や金銭の貸し借りはしないこと。

C.通学

- (1).交通ルールやマナーを守って通学すること。
- (2).自転車通学は,対象地区に居住していて,許可を受けたものに限る。

2.校外生活

A,外出

- (1).外出する時には,保護者に行く先,目的,帰宅時間を告げて出かけること。
- (2).夜間の外出は慎むこと(22時以降の生徒だけの外出は原則として禁止)。
- (3).ゲームセンター(壁で周りから隔てられているもの)やカラオケボックスには生徒だけでは行かないこと。
その他の遊戯施設については保護者の許可を得てから行くこと。

B.緊急事態

- (1).事故やトラブルが起こった時にはすぐに警察に届け,その後学校(TEL:31-6838)に連絡すること。

3.服装

A.標準服(ブレザー,スカート,スラックス,キュロット)

- (1).スカートおよびキュロットの長さは膝頭にかかる程度とする。
- (2).ベルトは機能的なものとし,装飾的でないものとする。
- (3).上衣は白色を基調としたカッターシャツ,ポロシャツ,開襟シャツ,襟と袖のあるものとする。

B.名札 学校指定の名札を胸ポケット上部にとりつける。

C.靴・靴下

- (1).通学靴・靴下は,学校生活に適したものとする。
- (2).体育館シューズおよびスリッパは,本校規定のものを用いること。

D.防寒

- (1).登下校時は防寒着の着用を認める。
- (2).ブレザーの中に着る服は学校生活に適したものとする。
- (3).マフラーと手袋の着用を認める。
- (4).体育の授業における防寒着は,学校指定または部活動で購入したものとする。

E.その他

- (1).パーマ,染色,脱色は禁止する。(髪を束ねるゴム,ヘアピンは飾りのないものとする。)

荒天時の登下校について

1. 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
 - (A) 登校を見合わせ、自宅で待機する。
 - (B) 警報が午前6時までに解除された時は、原則始業時刻(午前8時30分)に間に合うように登校する。
 - (C) 警報が午前6時になっても解除されない時には、休校とする。
2. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
警報が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、風雨又は風雪の状況や通学路の安全を確認し、速やかに生徒は帰宅する。ただし、状況によっては、一時下校を見合わせる。
3. 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪警報が発表された場合
学校から指示があればその指導にそって行動する。
4. 特別警報が発表された場合
 - (A) 重大な災害の起こるおそれ著しく大きい大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報については、上記1,2のとおり対応する。
 - (B) 高潮特別警報および波浪特別警報については、上記3のとおり対応する。
5. 始業前に大雨が降っている場合や、激しく雷が鳴っている場合
激しい雨が降っている時や、雷が激しく、危険が予想される時は、雨や雷がおさまってから登校する。
6. その他の注意報または警報が発表された場合も、状況に応じて行動して下さい。

全国瞬時警報システム(Jアラート)に備えよう

全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた場合

(1) 始業前に全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた場合

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。
ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校する。
ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、自宅待機とする。桑名市災害対策本部により、登下校の安全が確認でき次第、登校となる。

(2) 始業後に全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達が行われた場合

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保する。
ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開する。
ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず追加情報を待ち、状況に応じた下校措置をとる。
※全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用される。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム(Jアラート)が使用されることはありません。

地震に備えよう

地震の被害を少なくするためには、一人ひとりが地震の正しい知識をもち、日ごろから備えることが大切です。

南海トラフ地震臨時情報発表時

(1) 始業前に南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表されている場合

登校を見合わせ、自宅待機とする。午前6時までに、南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表(防災対策をとる必要がないと判断)された場合は、原則始業時刻(午前8時30分)に間に合うように登校する。南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が午前6時時点で発表されている場合には、休校とする。

(2) 始業後に南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、通学路の安全を確認した後、速やかに生徒は下校する。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校を見合わせる。

※桑名市に影響を及ぼす大地震

「南海トラフ地震」…震度 4～6 弱

「養老・桑名・四日市断層帯による地震」…震度6弱～7

(三重県地域防災計画被害想定調査報告書から)

こんなところで地震にあったら

○地震が発生した時の行動

- ・机の下などにかくれ、まずは身を守る。
- ・すばやく火の始末。ガスやストーブの火を消す。
- ・ドア、窓を開けて非常脱出口の確保。

●路上

- ・揺れの最中はその場に立ち止まり、看板などの落下物から頭をかばんなどで保護して、身の安全を守る。
- ・揺れがおさまったら、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた歩道の中央や、公園・広場等に避難する。
- ・ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- ・切れた電線には近づかない、触らない。

●電車など

- ・つり革や手すりに両手でドアや窓を開けて、しっかりつかまる。
- ・途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- ・乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

●海岸付近

- ・直ちに高台へ避難し、絶対に海岸には近づかない。

●デパート

- ・かばんなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。
- ・柱や壁ぎわに身をよせ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をする。

日課表

Aタイム(50分)			Bタイム(45分)	
	6限	5限	6限	5限
朝読書	8:30 ~ 8:40		8:30~ 8:40	
HR	8:40 ~ 8:45		8:40~ 8:45	
1限	8:50 ~ 9:40		8:50~ 9:35	
2限	9:50 ~ 10:40		9:45~10:30	
3限	10:50 ~ 11:40		10:40~11:25	
4限	11:50 ~ 12:40		11:35~12:20	
昼食	12:50 ~ 1:05		12:30~12:45	
昼休み	1:05 ~ 1:25		12:45~ 1:05	
(予鈴)	1:20		1:00	
5限	1:25 ~ 2:15		1:05 ~ 1:50	
6限	2:25~3:15		2:00~2:45	
HR	3:25~3:35	2:25~2:35	2:55~3:05	2:00~2:10
掃除	~3:50	~2:50	~3:20	~2:25